

議題（3）

福祉避難所の現状について

① 福祉避難所とは

災害時に、一般の避難所（小中学校など）での生活が
困難な『**要配慮者**』を対象とした二次的な避難場所

《ポイント》

- ・ 市町が開設を決定し運営管理
- ・ バリアフリー化や専門スタッフの配置などを考慮して指定



② 設置のタイミング

段階的設置

発災直後ではなく、まずは一般避難所へ避難し、その後、必要性が判断されてから開設されるのが一般的
(災害の規模、要配慮者の避難状況、福祉避難所指定施設の安全性を考慮)

判断基準

一般避難所での生活が困難な人が一定数以上いると判断された場合に開設を決定

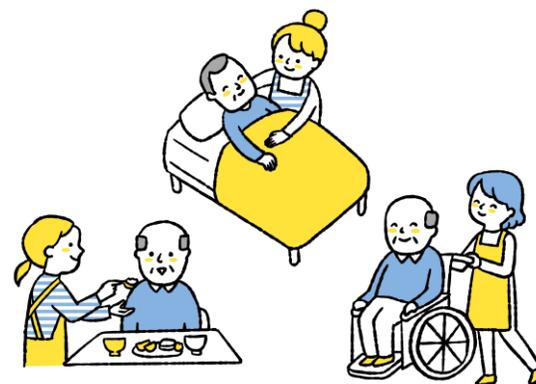


③ 福祉避難所の対象者

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において、何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者（家族を含む）を対象とする

《具体例》

- 高齢者：寝たきりや認知症により、介助や見守りが必要な方
- 障がい者：車いす利用者、視覚・聴覚障害、知的障害、発達障害などで特別な支援が必要な方
- 病弱者：特殊な医療機器の使用や感染症対策で個室が必要な方



④ 指定されている福祉避難所の種類

【主な施設】

- 社会福祉施設 …… 特別養護老人ホーム、老人保健施設、障がい者支援施設
- 保健・医療施設 … 保健センター、一部の医療機関

【新居浜・西条圏域での指定状況】

- 新居浜市 … 80カ所

介護老人保健施設若水ケアセンター、新居浜特別支援学校、ふれあいプラザ（総合福祉センター）など

- 西条市 … 34カ所

特別養護老人ホーム福武荘、障害者支援施設星の里、西条市総合福祉センター など



⑤ 福祉避難所への避難及び移送の流れ

